

○伊勢市家庭的保育事業等の認可等に関する要綱

平成29年7月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等の認可（以下「家庭的保育事業等の認可」という。）等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 家庭的保育事業等の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭的保育事業等認可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）第36条の36第1項第2号から第5号までに規定する事項を記載した書類

(2) 法施行規則第36条の36第2項各号に規定する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(令5.7.13・一部改正)

(認可等の通知)

第3条 市長は、家庭的保育事業等の認可をすることを決定したときは、家庭的保育事業等認可通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 法第34条の15第6項の規定による通知は、家庭的保育事業等不認可決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(変更の届出)

第4条 法施行規則第36条の36第3項又は第4項の規定による届出は、家庭的保育事業等変更届（様式第4号）により行うものとする。

（令5.7.13・一部改正）

（廃止又は休止の承認の申請等）

第5条 法第34条の15第7項の承認を受けようとする者は、家庭的保育事業等廃止・休止承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第34条の15第7項の承認をすることを決定したときは、家庭的保育事業等廃止・休止承認通知書（様式第6号）により前項の申請書を提出した者に通知するものとする。

3 市長は、法第34条の15第7項の承認をしないことを決定したときは、家庭的保育事業等廃止・休止不承認通知書（様式第7号）により第1項の申請書を提出した者に通知するものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（令5.7.13・一部改正）

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附 則（令和3年9月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に定める様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 7 月 13 日抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 伊勢市長

住所
申請者 名称
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

家庭的保育事業等認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、家庭的保育事業等の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所名

2 事業所所在地

3 利用定員及び事業の種類

_____人

家庭的保育事業

小規模保育事業（A型 B型 C型）

居宅訪問型保育事業

事業所内保育事業（保育所型 小規模型）

4 事業開始予定日

年 月 日

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

家庭的保育事業等認可通知書

年 月 日付で申請のあった家庭的保育事業等については、下記のとおり認可します。

記

1 家庭的保育事業等の事業所の名称

2 家庭的保育事業等の事業所の所在地

3 認可定員及び事業の種類

_____人

家庭的保育事業

小規模保育事業（A型 B型 C型）

居宅訪問型保育事業

事業所内保育事業（保育所型 小規模型）

4 事業開始年月日

年 月 日

様式第3号（第3条関係）

第 号

年 月 日

様

伊勢市長

家庭的保育事業等不認可決定通知書

年 月 日付で申請のあった家庭的保育事業等については、下記の理由により、認可しないこととしたので通知します。

記

理由：

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
届出者 名称
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

家庭的保育事業等変更届

年 月 日付 第 号により認可された家庭的保育事業等について変更があつたので、児童福祉法施行規則第36条の36（第3項・第4項）の規定により届け出ます。

記

- 1 家庭的保育事業等の事業所の名称
- 2 家庭的保育事業等の事業所の所在地
- 3 事業の種類
- 4 変更のあつた日（予定日）
- 5 変更事項
 - (1) 名称 種類 位置 法人格を有することを証する書類
 - (2) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 事業の運営についての重要事項に関する規程
 経営の責任者 福祉の事務に当たる幹部職員
- 6 変更の内容
 - (1) 変更前（ ）
 - (2) 変更後（ ）
- 7 変更理由

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 伊勢市長

住所
申請者 名称
氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

家庭的保育事業等廃止・休止承認申請書

年 月 日付 第 号により認可された家庭的保育事業等を（ 廃止・休止 ）したいので、児童福祉法第34条の15第7項の規定により申請します。

記

- 1 家庭的保育事業等の事業所の名称
- 2 家庭的保育事業等の事業所の所在地
- 3 事業の種類
- 4 廃止又は休止の理由
- 5 現に保育を受けている児童に対する措置
- 6 廃止予定日又は休止予定期間
- 7 財産処分の方法（廃止の場合のみ）

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

回

家庭的保育事業等廃止・休止承認通知書

年 月 日付で申請のあった家庭的保育事業等の（ 廃止・休止 ）については、承認したので通知します。

記

- 1 家庭的保育事業等の事業所の名称
- 2 家庭的保育事業等の事業所の所在地
- 3 事業の種類
- 4 廃止日・休止期間
- 5 承認に際し付する条件

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長 印

家庭的保育事業等廃止・休止不承認通知書

年 月 日付で申請のあった家庭的保育事業等の（廃止・休止）
については、下記の理由により、承認しないこととしたので通知します。

記

理由：

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(令 3.9.1・一部改正)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

(令 3.9.1・一部改正)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

(令 3.9.1・一部改正)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 5 条関係)